

かつて日本には「うば捨て山」というものがあった。一定の年齢に達すると山奥に運ばれ、終末期までそこでの暮らしを強いられるというものである。今年4月から強行された「後期高齢者医療制度」は、まさしく現代のうば捨て山に等しく、75歳になったらいきなり74歳以下の人たちと医療で区別され、邪魔者扱いされてしまうのである。

75歳以上を独立した医療保険に強制移行

■「後期高齢者医療制度」を創設し、都道府県単位に設立する広域連合が制度を運営(今年4月から)

- ▷今年4月から、75歳以上者を「後期高齢者医療制度」に強制移行させる。現在加入している国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者(75歳以上)だけの独立保険を創設。これを受け、家族に扶養されている人を含め、年金月額1万5千円以上が支給されているすべての後期高齢者が保険料を年金から天引きされる。保険料は全国平均で年額8万6百円(月額6,716円)。東京は年額平均10万3千円(月額8,575円)。2月12日に決定された新たな負担軽減策を含めても、年額平均89,300円となる。多くの高齢者が介護保険料と合わせて、毎月1万円近くを年金から天引きされる。
- ▷保険料の滞納者には、国民健康保険と同様に、3カ月もしくは6カ月ごとに交付される短期保険証や、窓口でいったん全額医療費を負担しなければならない資格証明書が交付される。診療報酬も「別建て」となり、後期高齢者の治療や入院の報酬を引下げ、医療内容を切り縮める「高齢者差別医療」が公然と行なえるようになる。
- ▷保険料は2年ごとに見直す。この制度のもとでは、後期高齢者の医療費が増えるたびに「保険料値上げ」か「医療内容の切り下げか」という、どちらをとっても痛みしかない「選択」を、後期高齢者が迫られることになる。
- ▷また、今年4月から国民健康保険に加入する前期高齢者(65~74歳)の国民健康保険税も、年金天引きとなる。(ただし、世帯内の国保被保険者の全員が65~74歳であり、世帯主も国保被保険者である場合のみ)

▷保険料を納めきれないことを想定し、家族に「連帯責任」制度を導入。「10万円以下の過料」などの罰則まで設ける。

■なぜ、75歳以上を区切るのか？ 厚生労働省の説明では……

- ①老化にともなう治療の長期化、複数の慢性疾患が見られる
- ②多くの高齢者に認知症の問題が見られる
- ③いずれ避けることのできない死を迎える
—— “治療に時間もかかり、いずれ死を迎えるのだから、医療にはお金も手間もかけなくてよい” ということか？

■健康診査(健診)でも75歳以上を差別

これまで、市町村の基本健診は、40歳以上の住民すべてが対象だったが、4月からは、40~74歳は各保険者による「特定健診」「特定保健指導」に改編され、75歳以上の健診は努力義務とされた。その理由を舛添厚労相は「生活習慣の改善が困難」「健診で予防効果がどこまであるのか疑問」「健診ではなく、本人の残存能力をいかに維持するかという視点が必要」と答弁。(3月14日の参院予算委員会)

—— 早期発見・早期予防に逆行する恐るべき答弁。健診の縮小は患者の重症化を招き、医療費膨張の原因になる。

■注意！ 無保険者になる恐れも

健康保険などに入っていた人が後期高齢者医療に移ると、その健保の扶養家族だった配偶者は、基本的に国民健康保険に入ることになる。この場合、健保から資格喪失証明書を出してもらい、自分で市町村に国保加入を申請しなければならない。もし怠った場合は、無保険者となってしまう。つまり、医療費は全額自己負担となる。

■小金井市の現状

被保険者の86.3%が保険料の年金天引き(特別徴収)、13.7%が納付書での納付・口座引き落とし(普通徴収)になる。平均保険料は年額10万8千円(月額9千円)。3月19日付で9,812人に保険証を発送。その後、75歳以上になった人や転入者に随時、発送。住所不明などで市役所に返送されたのは45件。一日数十件の割合で市に問い合わせが(4月11日時点)。

今年4月からの医療改悪の主な内容

- 後期高齢者医療制度がスタート
 - ▷75歳以上の人を「後期高齢者」と呼び、ほかの世代と切り離れた医療保険制度に加入させる。
 - ▷75歳以上の全ての人から保険料を徴収。年金額が月1万5千円以上の方は保険料を年金から天引き。
 - ▷保険料滞納者からは保険証を取り上げ、資格証明書を発行。
 - ▷診療報酬を現役世代とは別建てにして、保険で受けられる医療に制限をつけるなど「差別医療」を導入。
 - ▷本人選択で、65~74歳の障害者等も後期高齢者医療制度に加入。
- 65~74歳の国保税を年金から天引き
- 自治体で実施していた基本健診事業を廃止。各保険者ごとに特定健診・特定保健指導を義務付ける

75歳以上の人(75歳の誕生日当日から対象に)	
3月までの加入保険	後期高齢者医療になると
⇓	⇓
国民健康保険	4月から年金天引き
健康保険本人	7月から納付書で納付 10月から年金天引き
健康保険の扶養家族	9月まで凍結 10月から年金天引き

参院選で大敗した自民・公明が慌てて「見直し」

- 後期高齢者医療制度に強制加入される扶養家族(75歳以上)で現在、保険料負担がゼロの人は、保険料徴収を半所得が少なく(年収180万円以下)、年間、凍結 子どもの扶養家族になっている人結。段階 (全国で約200万人)的に負担割合を引き上げ、2年後(2010年4月)に全額負担とする。
- 70~74歳の患者の窓口負担の引き上げ(1割⇒2割)を1年間、凍結する。

小金井市の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料との比較

旧ただし書き所得 (総所得金額等-33万円)	参考： 年金収入	小金井市 階層別			国民健康保険税 (旧ただし書き方式)			後期高齢者医療保険料 所得係数(1.72)				国保税額との比較 (倍率)
					均等割額：20,000円			均等割額：37,800円				
					平等割額：6,600円			所得割率：6.56%				
					所得割率：5.17%			一人あたり				
			均等割額 (平等割額含む)	所得割額 平均	合計	均等割額	所得割額 平均	減額後の 所得割額 平均	合計			
			千円	人数	割合							
0円	1,530以下	3,994	48.8%	10,640	0	10,640	11,340	0	0	11,340	1.07	
1円～150,000円	1,605	167	2.0%	10,640	3,878	14,518	11,340	4,920	0	11,340	0.78	
150,001円～200,000円	1,705	43	0.5%	15,960	9,048	25,008	18,900	11,480	2,870	21,770	0.87	
200,001円～400,000円	1,830	189	2.3%	15,960	15,510	31,470	18,900	19,680	9,840	28,740	0.91	
400,001円～550,000円	2,005	130	1.6%	26,600	24,558	51,158	30,240	31,160	23,370	53,610	1.05	
550,001円～600,000円	2,105	41	0.5%	26,600	29,728	56,328	30,240	37,720	37,720	67,960	1.21	
600,001円～800,000円	2,230	176	2.2%	26,600	36,190	62,790	30,240	45,920	45,920	76,160	1.21	
800,001円～850,000円	2,355	41	0.5%	26,600	42,653	69,253	30,240	54,120	54,120	84,360	1.22	
850,001円～1,000,000円	2,455	148	1.8%	26,600	47,823	74,423	37,800	60,680	60,680	98,480	1.32	
1,000,001円～1,350,000円	2,705	403	4.9%	26,600	60,748	87,348	37,800	77,080	77,080	114,880	1.32	
1,350,001円～1,850,000円	3,130	906	11.1%	26,600	82,720	109,320	37,800	104,960	104,960	142,760	1.31	
1,850,001円～2,350,000円	3,740	744	9.1%	26,600	108,570	135,170	37,800	137,760	137,760	175,560	1.30	
2,350,001円～2,850,000円	4,371	334	4.1%	26,600	134,420	161,020	37,800	170,560	170,560	208,360	1.29	
2,850,001円～3,350,000円	4,959	194	2.4%	26,600	160,270	186,870	37,800	203,360	203,360	241,160	1.29	
3,350,001円～3,850,000円	5,547	135	1.7%	26,600	186,120	212,720	37,800	236,160	236,160	273,960	1.29	
3,850,001円～4,350,000円	6,135	115	1.4%	26,600	211,970	238,570	37,800	268,960	268,960	306,760	1.29	
4,350,001円～4,850,000円	6,724	63	0.8%	26,600	237,820	264,420	37,800	301,760	301,760	339,560	1.28	
4,850,001円～5,350,000円	7,359	46	0.6%	26,600	263,670	290,270	37,800	334,560	334,560	372,360	1.28	
5,350,001円～5,900,000円	7,905	44	0.5%	26,600	290,813	317,413	37,800	369,000	369,000	406,800	1.28	
5,900,001円～6,300,000円	8,405	17	0.2%	26,600	315,370	341,970	37,800	400,160	400,160	437,960	1.28	
6,300,001円～6,700,000円	8,826	26	0.3%	26,600	336,050	362,650	37,800	426,400	426,400	464,200	1.28	
6,700,001円～		223	2.7%	26,600	346,390	372,990	37,800	439,520	439,520	477,320	1.28	

注：小金井市の人数合計は 8,179人。2007年10月時点のデータで計算。
 保険料の均等割軽減については、二人世帯(ともに被保険者)を想定して計算。
 後期高齢者医療保険料については、旧ただし書き所得55万円の階層まで所得割額の軽減を講じた場合。
 (単位：円)

[後期高齢者医療保険料の所得割額にかかる軽減措置(東京都制度)]

旧ただし書き所得(年金収入の場合)	所得割額の減額割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額減額(乗じる割合 0.00)
20万円(年金収入173万円)まで	75%減額(乗じる割合 0.25)
40万円(年金収入193万円)まで	50%減額(乗じる割合 0.50)
55万円(年金収入208万円)まで	25%減額(乗じる割合 0.75)

[均等割額の軽減割合と表示について]

国民健康保険税	6割軽減	4割軽減	
後期高齢者医療保険料	7割軽減	5割軽減	2割軽減

[所得階層別の試算について]

- ▷所得割額は、「旧ただし書き所得」欄で設定した幅の平均値を算出。
- ▷一人あたりの保険料については、二人世帯(ともに被保険者)で、一方のみが上表の階層に応じた所得を持つ者とし、その者の額を表したものである。したがって、世帯としての保険料は、合計に一人分の均等割額が加算される。
- ▷国民健康保険税については、6割・4割減額が適用された場合の金額とした。

